

3 非違行為に対する適切な対応の確保

(1) 非違行為に対する即応体制、処分等の手続の透明性の確保

勸 告	説明図表番号
<p>国家公務員法においては、一般職の国家公務員が同法第 82 条第 1 項各号に規定する国家公務員法違反等の非違行為を行った場合、当該職員の任命権者は、当該職員に対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告を行うことができると規定されている。</p>	<p>表 3-(1)-① 表 3-(1)-②</p>
<p>また、各府省は、懲戒処分に至らない非違行為について、指導・監督上の措置として訓告、嚴重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）を講じている。</p>	
<p>懲戒処分の手続については、国家公務員法、人事院規則 12-0（職員の懲戒）等により規定され、また、個々の処分の量定については、「懲戒処分の指針について（通知）」（平成 12 年 3 月 31 日付け職職—68 人事院事務総長通知。以下「懲戒指針」という。）や人事院規則 22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）により、その判断に当たっての目安・考え方が示されているほか、「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成 15 年 11 月 10 日付け総参—786 人事院事務総長通知。以下「公表指針」という。）により、懲戒処分を実施した場合の公表の目安・手続が示されている。</p>	<p>表 3-(1)-③ 表 3-(1)-④ 表 3-(1)-⑤</p>
<p>これに対し、矯正措置については、各府省共通の手続規程や量定、公表の基準はなく、人事院も特段の指針等は示しておらず、その取扱いは各府省にゆだねられている。</p>	<p>表 3-(1)-⑥</p>
<p>平成 10 年から 19 年の過去 10 年間における各府省等の懲戒処分数の推移をみると、10 年に 1,675 人であったものが、19 年には 2,597 人と約 1.6 倍に増加（人事院公表数値。日本郵政公社（19 年途中まで実績計上）及び特定独立行政法人を含み、防衛省を除く。）しており、特に、業務処理不適正、報告怠慢等の「通常業務処理関係」については、約 4 倍に増加している。</p>	<p>表 3-(1)-⑦ 表 3-(1)-⑧</p>
<p>政府は、近時の防衛事務次官による接待問題や社会保険庁の年金記録問題等を背景に、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」を閣議決定（平成 19 年 10 月 30 日）し、各省各庁の長がリーダーシップを発揮し、厳正な服務規律の確保、法令等に違反する行為に対しては懲戒処分等の厳正な措置を執ることとしている。また、この閣議決定を受けた、「行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策」について」（平成 19 年 10 月 30 日付け総人恩総第 1247 号総務事務次官通知。以下「推進方策通知」という。）により各府省の取組が求められている。具体的には、法令等に違反する行為に対し厳正な措置を講ずる観点から、①各省コンプライアンス（法令順守）担当との連携により、法令等に違反する行為の早期発見に努めること、②法令等に違反する行為が生じた場合、速やかに実情を調査し、できる限り早期に処分権者へ情報を報告し、指示を仰ぐこと、③「懲戒処分の指針について」（平成 12 年 3 月 31 日人事院事務総長通知）等を踏まえ、事案に即して懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置を執ることが、また、透明性の向上を図る観点から、懲戒処分を行った場合は、「懲戒処分の公表指針について」（平成 15 年 11 月 10 日</p>	<p>表 3-(1)-⑨</p>

<p>人事院事務総長通知)等を踏まえて迅速な公表を行うこと等が各府省に要請されている。</p> <p>今回、全16府省の本府省等33機関及び地方支分部局等133機関における、非違行為が発生した場合の速報・連絡体制、矯正措置に係る規程の整備状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 非違行為の速報・連絡体制に係る手順の整備状況</p> <p>各府省が、非違行為について迅速かつ組織的に対応するためには、当該事実が発生したことを速やかに組織として把握するとともに、遅滞なくこれを処分権者等に伝える速報・連絡体制を確立することが重要であり、こうした体制は、内部通報制度とあいまって非違行為の発生抑止効果も期待できる。</p> <p>これら速報・連絡体制を整備するに当たっては、①職員は、どのような事実を認知した場合に、誰に報告すればよいのか、②報告を受けた者は、誰に何を伝達すればよいのかといった手順を明示的に定めておくことが必要である。とりわけ、公務外で発生する職員の非違行為又はそれに類する事実のように、府省等が組織として把握することが困難な事実を認知した職員が、速やかに所属機関等に当該事実を伝える仕組みを構築しておくことが有用である。</p> <p>非違行為の速報・連絡体制に係る手順の整備状況をみると、調査した全16府省の本府省等33機関のうち、7府省の9機関は、様々な非違行為事案を対象として部局横断的に適用する手順を整備していたが、残りの13府省24機関は、これまでも実態として非違行為の発生事実は処分権者等に報告されており、特に問題が生じていないなどとして部局横断的な手順を整備していない。</p> <p>しかし、これらの手順を整備していない機関の内部部局や地方支分部局等の中には、自らの組織におけるリスク管理の徹底を図る観点から、業務の特性、過去の非違行為の発生傾向を踏まえ、交通事故・交通法規違反や保有個人情報漏えいといった特定の事案を対象にした手順のほか、所属職員に係る非違行為全般を対象とした手順を独自に整備している例がみられた。</p> <p>一方、手順を整備している9機関の手順の内容について、①誰が報告を行うのかという「報告主体」、②どのような事案について報告するのかという「報告対象」及び③誰に報告するのかという「報告先」の3点が明確にされているかという観点からみると、</p> <p>① 報告主体として、非違行為等を認知した職員を規定し、組織として、非違行為等の事実の発生を速やかに把握する仕組みを設けているのは3機関で、残りの6機関は、非違行為等の発生を組織として認知して以降の通報主体しか規定していない、</p> <p>② 報告の対象となる事案を例示するなど報告対象を具体的に示しているのは5機関で、他の4機関は、報告対象となる事案について、懲戒処分や矯正措置を行う必要のあるものと規定するなど具体的な規定となっていない、</p> <p>③ 地方支分部局等内、本府省内に分けて、報告していく経路を職名等で示すなど、具体的な報告先を明記しているのは3機関で、他の6機関は具体的に</p>	<p>表3-(1)-⑩</p> <p>表3-(1)-⑪</p> <p>表3-(1)-⑩ (再掲)</p>
--	--

<p>示しておらず、中には、「速やかに本省に連絡すること」といった漠然とした内容の規定もみられる等の状況にある。</p> <p>イ 矯正措置に係る規程の策定状況</p> <p>前述のとおり、矯正措置は、国家公務員法に基づく法令上の措置ではなく、府省に共通する手続規程や人事院の指針は定められておらず、規程の策定やその実施等の取扱いは各府省にゆだねられている。この矯正措置については、措置権者の指導・監督上のものであり、懲戒処分と異なり直接に制裁的な法的効果をもたらすものではないが、当該措置を行う際の根拠規定を明示し、手続の公平性、透明性を確保することが重要である。</p> <p>矯正措置に係る規程の整備状況をみると、調査した全16府省の本府省等33機関のうち、6府省の9機関は、懲戒処分に準じて措置しているなどとして、当該規程を策定していない。</p> <p>一方、残りの24機関は、矯正措置の種類、定義、措置権者、方法等について規定した訓令等を定めているが、その内容をみると、訓告、嚴重注意等の矯正措置の種類は示しているものの、どのような行為がそれぞれの種類に該当するか等については、定性的な表現にとどまっており、措置の対象となる行為を明示しているものが1機関、また、交通事故・交通法規違反等について、対象となる行為とその場合の量定基準を策定している機関が3府省3機関（当該府省等の一部の部局に適用されるものを含む。）のみとなっている。</p> <p>なお、これらの中には、人事院の懲戒指針を基に作成した「懲戒処分等判定内規」を量定基準として策定しているにもかかわらず、本庁内部の参考資料であるとして、任命権（懲戒権）を委任している管区機関の長に当該内規を周知していない例がみられた。</p> <p>したがって、関係府省は、非違行為への迅速・的確な対応及び処分等の公平性・透明性を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 非違行為発生時における関係情報を組織内部において迅速・的確に伝達するための手順を規定すること。（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）</p> <p>② 矯正措置に係る規定を明定していない本府省等にあつては、規程を策定し職員に明示すること。（宮内庁、金融庁、法務省、財務省、農林水産省、経済産業省）</p> <p>また、既に当該規程を策定している本府省等にあつても、矯正措置の量定について、公平・公正性や透明性が担保されるよう基準を設けること。（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）</p>	<p>表3-(1)-⑫</p> <p>表3-(1)-⑬</p>
--	---------------------------------

表 3 - (1) - ① 懲戒処分に係る規定

○ 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）＜抜粋＞

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法 又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

②（略）

（懲戒の効果）

第八十三条 停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

- ② 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、第九十二条の規定による場合の外、停職の期間中給与を受けることができない。

（懲戒権者）

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

- ② 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

○ 人事院規則 12—0（職員の懲戒）＜抜粋＞

（停職）

第二条 停職の期間は、一日以上一年以下とする。

（減給）

第三条 減給は、一年以下の期間、俸給の月額のお五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。

（戒告）

第四条 戒告は、職員が法第八十二条第一項各号のいずれかに該当する場合には、その責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。

（懲戒の手続）

第五条 懲戒処分は、職員に文書を交付して行わなければならない。

- 2 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもつてこれに替えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過したときに文書の交付があつたものとみなす。
- 3 第一項の文書に記載すべき事項は、人事院が定める。

表3-(1)-② 懲戒処分の種類及び効果

種類	効 果
免職	職員の身分を剥奪し、公務員関係から排除するもの。 退職手当は支給されず、退職共済年金も一部が支給されない。
停職	1日以上1年以下の期間、職員としての身分を保有させたまま職務に従事させず、給与も支給しないもの。 停職期間終了後の期末・勤勉手当が減額され、昇給に当たっての勤務成績の判定に影響が生じ、退職手当と退職共済年金も減額される。
減給	1年以下の期間（月単位）、俸給の月額額の5分の1以下に相当する額を給与から減ずるもの。 勤勉手当の成績率が下げられ、昇給に当たっての勤務成績の判定に影響が生じる。
戒告	その責任を確認し、将来を戒めるもの。 勤勉手当の成績率が下げられ、昇給に当たっての勤務成績の判定に影響が生じる。

(注)「公務員研修教材 公務員の服務と倫理」(平成19年度版 人事院研修指導課 各府省研修担当官会議編集)による。

表3-(1)-③ 懲戒処分の指針に係る規定内容

<p>○ 「懲戒処分の指針について（通知）」 （平成12年3月31日付け職職—68人事院事務総長通知）＜抜粋＞</p> <p>第1 基本事項</p> <p>本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。</p> <p>具体的な処分量定の決定に当たっては、</p> <p>① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか ⑤ 過去に非違行為を行っているか</p> <p>等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。</p> <p>個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、</p> <p>① <u>非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき</u> ② <u>非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき</u> ③ <u>非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき</u> ④ <u>過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき</u> ⑤ <u>処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき</u></p> <p>がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、</p> <p>① <u>職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき</u> ② <u>非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき</u></p> <p>がある。</p> <p>なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。</p> <p>第2 標準例 (略)</p>
--

(注) 下線は、平成20年4月1日付けで一部改正された部分である。

表3-1(1)-④ 懲戒処分の指針における標準例

処分事由		処分の種類	免職	停職	減給	戒告
1 一般勤務関係	①欠勤	ア 10日以内			●	●
		イ 11日以上20日以内		●	●	●
		ウ 21日以上	●	●	●	●
	②遅刻・早退					●
	③休暇の虚偽申請				●	●
	④勤務態度不良				●	●
	⑤職場内秩序を乱す行為	ア 暴行		●	●	●
		イ 暴言			●	●
	⑥虚偽報告				●	●
	⑦違法な職員団体活動	ア 単純参加		●	●	●
		イ あおり、そそのかし		●	●	●
	⑧秘密ろうえい		●	●		
	⑨政治目的を有する文書の配布				●	●
⑩兼業の承認等を得る手続のけ怠				●	●	
⑪入札談合等に関与する行為		●	●			
⑫個人の秘密情報の目的外収集				●	●	
⑬セクシュアル・ハラスメント	ア 強制わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為		●	●		
	イ 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し			●	●	
	ウ 意に反することを認識の上での性的な言動	執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患	●	●		
2 公金官物取扱い関係	①横領		●			
	②窃取		●			
	③搾取		●			
	④紛失					●
	⑤盗難					●
	⑥官物損壊				●	●
	⑦失火					●
	⑧諸給与の違法支払い・不適正受給				●	●
	⑨公金官物処理不適正				●	●
	⑩コンピュータの不適正使用				●	●
3 公務外非行関係	①放火		●			
	②殺人		●			
	③傷害			●	●	●
	④暴行・けんか				●	●
	⑤器物損壊				●	●
	⑥横領		●	●		
	⑦窃盗・強盗	ア 窃盗		●	●	
		イ 強盗		●	●	
	⑧詐欺・恐喝		●	●		
	⑨賭博					●
	⑩麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	ア 賭博		●		●
		イ 常習賭博		●	●	●
	⑪酩酊による粗野な言動等		●		●	●
⑫淫行		●	●			
⑬痴漢行為			●	●		
4 交通事故、交通法規違反関係	①飲酒運転	ア 酒酔い	●	●		
		イ 酒気帯び	●	●	●	
		ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等	●	●	●	●
	②飲酒運転以外での人身事故	ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	●
		イ 傷害	●	●	●	●
	③飲酒運転以外の交通法規違反	著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	●
5 監督責任関係	①指導監督不適正	物損・措置義務違反あり		●	●	●
	②非行の隠ぺい、黙認			●	●	

(注) 1 人事院の懲戒処分の指針による。
 2 平成20年4月1日付けで、道路交通法等の改正による飲酒運転の厳罰化、入札談合等関与防止法の改正による刑事罰の新設等を踏まえた一部改正が行われている。

表3-(1)-⑤ 倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準

違反行為	処分の種類			
	免職	停職	減給	戒告
1 各種報告書を提出しないこと				●
2 虚偽の事項を記載した各種報告書を提出すること			●	●
3 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	●	●	●	●
4 利害関係者から不動産の贈与を受けること	●	●		
5 利害関係者から金銭の貸付けを受けること			●	●
6 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けること			●	●
7 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けること		●	●	
8 利害関係者から無償で役務の提供を受けること	●	●	●	●
9 利害関係者から未公開株式を譲り受けること		●	●	
10 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）			●	●
11 利害関係者から遊戯又はゴルフの接待を受けること			●	●
12 利害関係者から海外旅行の接待を受けること		●	●	●
13 利害関係者から国内旅行の接待を受けること			●	●
14 利害関係者と共に遊戯又はゴルフをすること				●
15 利害関係者と共に旅行をすること				●
16 利害関係者をして第三者に対し3から15までの違反行為欄に掲げる行為をさせること	●	●	●	●
17 利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること			●	●
18 利害関係者につけ回しをすること	●	●	●	
19 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをすること			●	●
20 補助金や国の経費により作成される書籍等又は作成数の過半数を国が買い入れる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受け取ること	●	●	●	●
21 他の職員が倫理規程に違反する行為行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り又は享受すること	●	●	●	●
22 倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいすること		●	●	●
23 部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認すること		●	●	
24 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の負担が1万円を超える飲食をする場合に倫理監督官に届けないこと				●
25 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の負担が1万円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を倫理監督官に届け出ること			●	●
26 倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと			●	●

(注) 人事院規則2-2-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）による。

表3-(1)-⑥ 懲戒処分の公表指針における規定内容

○ 「懲戒処分の公表指針について（通知）」

（平成15年11月10日付け総参—786 人事院事務総長通知）〈抜粋〉

人事院では、この度、各府省等が懲戒処分の公表を行うに当たっての参考に供することを目的として、下記のとおり懲戒処分の公表指針を作成しました。各府省等におかれは、本指針を踏まえて、懲戒処分の適正な公表に努められるようお願いいたします。

本指針は懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示したものであり、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容等について別途の取扱いをすべき場合があることに御留意ください。

記

1 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

2 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等1及び2によることが適当でないと認められる場合は、1及び2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

4 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

5 公表方法

記者クラブ等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

表3-1-⑦ 各府省における事由別処分数の推移（平成10年～19年 防衛省を除く）

（単位：人）

年	一般服務 関係	通常業務処 理関係	公金官物取 扱関係	横領等関係	収賄・供応 等関係	交通事故・ 交通法規違 反関係	公務外非行 関係	監督責任関 係	違法な職員 団体活動関 係	計
平成10年	476	228	260	141	50	199	176	141	4	1,675
11	595	294	348	170	18	160	174	202	0	1,961
12	620	359	415	184	19	185	239	268	0	2,289
13	651	546	402	170	18	187	210	317	0	2,501
14	587	645	556	212	16	226	226	172	0	2,640
15	609	729	662	164	8	246	231	197	0	2,846
16	558	968	729	153	24	226	279	253	0	3,190
17	498	1910	555	179	83	220	242	260	0	3,947
18	496	1453	559	257	20	281	267	357	0	3,690
19	413	892	473	175	48	215	258	123	0	2,597
計	5,503	8,024	4,959	1,805	304	2,145	2,302	2,290	4	27,336

(注) 1 人事院公表資料による。

2 数値には人事院、内閣官房、旧郵政省・郵政事業庁・郵政公社、特定独立行政法人を含む。

表3-1-⑧ 防衛省における事由別処分数の推移(平成15年度～19年度)

(単位：人)

年度	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為								私的行為				計
	正当な理由のない欠勤	不正外出等	職務上の注意義務違反(職務怠慢を含む)	物件及び金品取扱いに関する違反(業務上横領等)	私的制裁	私企業への関与制限等違反	指揮監督義務違反	その他職務上の行為	私有車両運転に伴う悪質な交通法規違反	窃盗・詐欺・恐喝・単純横領	傷害又は暴行脅迫	その他私的行為	
平成15年度	217	47	50	33	22	2	3	30	513	128	64	216	1,325
16	204	70	50	34	31	20	4	35	465	122	86	165	1,286
17	265	61	59	38	12	33	3	50	402	129	76	197	1,325
18	246	48	116	41	27	8	20	73	355	146	65	195	1,340
19	256	70	72	36	27	5	22	70	299	141	87	181	1,266
計	1,188	296	347	182	119	68	52	258	2,034	666	378	954	6,542

(注) 1 防衛省提出資料による。
 2 防衛省では、平成14年度以前の処分については、事由別に集計していないため、平成15年度以降分を掲載した。

表3-(1)-⑨ 国民の信頼回復と服務規律の確保等に係る推進方策に関する規定

○ 「行政及び公務員に対する国民の信頼回復と服務規律の確保等のための推進方策」について（平成19年10月30日付け総人恩総第1247号総務次官通知）〈抜粋〉

1. 法令等に違反する行為に対する厳正な措置の実施

- (1) 各省コンプライアンス（法令順守）担当との連携により、法令等に違反する行為の早期発見に努めること。
- (2) 法令等に違反する行為が生じた場合、速やかに実情を調査し、できる限り早期に処分権者へ情報を報告し、指示を仰ぐこと。
- (3) 「懲戒処分の指針について」（平成12年3月31日人事院事務総長通知）等を踏まえ、事案に即して懲戒処分や刑事告発を含めた厳正な措置を執ること。

2. 勤務実績等の的確な把握による厳格な分限処分の実施

「職員が分限事由に該当する可能性のある場合の対応措置について」（平成18年10月13日人事院事務総局人材局長通知）等を踏まえ、勤務実績等の的確な把握により、分限制度の趣旨にのっとり厳格な対処を行うこと。

3. 透明性の向上

- (1) 懲戒処分を行った場合は、「懲戒処分の公表指針について」（平成15年11月10日人事院事務総長通知）等を踏まえて迅速な公表を行うこと。
- (2) 懲戒・分限の状況については、人事院においてこれを四半期ごとに公表するよう要請したので、必要な協力をされたいこと。

表3-1(1)-⑩ 府省の官房部門が整備している各種非違行為等に係る速報・連絡手順

府省名	規程等の名称	作成理由、背景事情	各種非違行為を認知した職員が速報すべき対象、報告先の明示の有無			組織内部での伝達ルート の明示の有無	規程の内容	
			報告主体	報告対象	報告先		報告者(部署)・報告先	報告対象の範囲
国家公安委員会 (警察庁)	「定期報告要領及び特異事案報告要領の制定について(通達)」(平成13年4月6日付け警察庁丙人発第99号)	適時適切な報告を実施するため	×	×	×	△	付属機関、地方機関及び都道府県警察は、特異事案を認知したときは、速やかに警察庁に対し報告を行う。	(特異事案) 地方警務官又は警察庁職員に係る懲戒処分その他監督上の措置を行うことが必要と認められる事案等
公安調査庁	「懲戒事案等の取扱いについて」(昭和60年3月25日付け公調職発第224号次長依命通達)	異動等により担当者が交代しても迅速に適切な対応が出来るようにするため	×	×	×	○	公安調査局長及び公安調査事務所長は、所属職員が国家公務員法第82条第1項各号の一に該当する事案、又はこれに準ずる不祥事案を起こしたときは、その事案を遅滞なく本庁(総務部長)に報告する	国家公務員法第82条第1項各号の一に該当する事案、又はこれに準ずる不祥事案
財務省	「問題事案に係る情報伝達の確保について」(事務連絡)	問題事案の処理に関し、速やかな事実関係の確認及び問題の解決を図るため	○	○	○	○	(本省内部部局の場合) ①職員→所属課長等→局総務課長等(事案の軽重に関わらず迅速に行う) ②部局総務課長は必要に応じ、職員関係問題事案は官房秘書課長に、庁舎内問題事案は官房会計課長に連絡するとともに官房長に報告する。	適用範囲一財務省内部部局又は財務省総合政策研究所で生じた問題事案の処理(財務局、税関については特則あり) (問題事案) ①職員関係問題事案(例一死亡、傷害、疾病、交通事故、非行、失踪等) ②庁舎内問題事案(行政文書・備品・共有物・私物の紛失、庁舎・設備の毀損、不審物・不審者の発見等)
国税庁	「緊急対応体制の整備について(事務運営指針)」(平成14年9月27日付け官総1-44)	納税者等の権利・利益の保護、職員の安全確保、情報漏えいの防止、税務行政の円滑な遂行、税務行政に対する信頼の確保等を図るため	○	○	○	○	(非行関係原因事案の場合の例) ①職員は所属部門の統括官等を通じて署総務課長に連絡 ②署総務課長は署長の指示に基づき、国税局人事第二課に報告 ③国税局人事第二課は、情報を集約し、必要な場合に局の総務課長及び関係課長への報告を含め適切に対処 ④本庁人事課は、情報を集約し、必要な場合に庁の総務課長及び関係課長への報告を含め適切に対処 ・関係課等への報告・連絡 署総務課長及び局主管課長等は局関係課(局派遣首席監察官等)に報告し、また、当該報告を受けた局関係課長は庁関係課(首席監察官等)に報告	2 緊急対応を行う対象事案 (1) 災害・犯罪関係原因事案 (2) 事務処理関係原因事案 (3) 非行関係原因事案 職員の非行(その可能性があるものを含む。)に起因する事案であって、納税者の権利・利益や税務行政に対する信頼等に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる事案 【事案類型別関係課一覧表】(例示) ・庁舎関係事案 庁舎内発生事案…災害・犯罪関係原因事案のうち庁舎内で発生した事案 庁舎内紛失事案…事務処理関係原因事案のうち庁舎内で発生した行政文書等、物品等の紛失事案
社会保険庁	・「社会保険業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故にかかる報告等について」(平成17年12月19日付け庁文発第1219008号) ・危機管理マニュアル(地方社会保険事務局策定)	地方社会保険事務局及び社会保険事務所における事務処理誤りや業務上で発生した事件・事故について、報告事務等の標準化を図るため	○	○	○	○	(事務所職員の不正・不法行為等についての第一報) 職員→所属課長等→所長、危機管理対応責任者(次長)→総括危機管理対応責任者(事務局総務課長)→事務局長、同次長→本庁運営部サービス推進課(業務上)、本庁総務部職員課(業務外)	(報告を要する事務処理誤り等) ○通知書等の記録取り・誤送付等被保険者、年金受給者、事業主等に影響を与える事務処理誤り ○公金および重要物品等の紛失・盗難 ○職員による不正・不法行為、公務災害など業務上で発生した事件・事故及び職員等を装った現金の詐取、個人情報収集等 (危機管理マニュアルにおける例示) ・不正、不法行為等 虚偽報告、秘密漏えい、横領、窃取、傷害、詐欺、淫行、セクハラ等
農林水産省	・「懲戒処分等の体制整備について」(平成18年4月13日 大臣官房秘書課長、林野庁林政部長、水産庁漁政部長連名通知) ・「懲戒事項等の取扱いについて」(昭和47年5月18日付け農林事務次官通知) ・「懲戒事項等取扱要領の運用について」(昭和47年5月18日付け大臣官房秘書課長通知)	非違行為が発生した場合には農林水産省としての対応が求められることから、報告の体制等を整備し、迅速かつ的確に事案を把握し、幹部職員等に伝達するため	×	×	×	○	○「懲戒事項等の取扱いについて」 職員が、①国家公務員法第82条第1項各号の一に該当し、懲戒処分を行う必要があると認められる場合、②職務履行の改善向上に資するため、訓告、嚴重注意、口頭注意の措置(矯正措置)を行う必要があると認められる場合などには、所属機関の長は、その事実を遅滞なく官房秘書課長に報告する。 ○「懲戒処分等の体制整備について」 内局及び外局の庶務課及び官房地方課は、当該局内、所管する出先機関及び独立行政法人(官房地方課にあっては、地方農政局および北海道農政事務所)における処分案件を把握したときは、速やかに秘書課(服務班)に連絡する。	①国家公務員法第82条第1項各号の一に該当し、懲戒処分を行う必要があると認められる場合、②職務履行の改善向上に資するため、訓告、嚴重注意、口頭注意の措置(矯正措置)を行う必要があると認められる場合、③国家公務員法第78条第1号から第3号までの一に該当し、本人の意に反する降任または免職の処分(分限処分)を行う必要があると認められる場合

府省名	規程等の名称	作成理由、背景事情	各種非遵行為を認知した職員が速報すべき対象、報告先の明示の有無			組織内部での伝達ルートの明示の有無	規程の内容	
			報告主体	報告対象	報告先		報告者(部署)・報告先	報告対象の範囲
林野庁	・「懲戒事項等の取扱いについて」(平成17年2月1日 林野庁) ・「職員に意に反する降任及び免職、懲戒処分等の取扱いについて」(昭和43年6月7日付け林野庁長官通達)	平成17年当時、林政課長の判断により本省と同様の規程を作成したものであるため	本省規程準用	本省規程準用	本省規程準用	本省規程準用	本省規程準用	本省規程準用
海上保安庁	・「犯罪・非違その他事故に関する報告要領等について」(平成14年4月1日付け保監第83号)	全国に多数の部署を抱えている現状から、各部署からの事故に係る発生や結果の報告事項等を統一することにより、事故等の内容を客観的に捉え、傾向や原因を分析することが必要であるため	×	○	×	○	2 発生報告 (1) 報告責任者は、部署等内に事故等があると認めた場合は、次に掲げる発生報告を作成し、電報その他の方法で首席監察官及び事故等があると認めた組織を所轄する管区本部(以下「所轄管区本部」という。)の管区首席監察官(以下「首席監察官等」という。)に報告しなければならない。ただし、他の訓令、通達等により所定の報告をすべきとされている犯罪・非違、船舶、航空機、武器、弾薬、金銭等に係る事故等については、その報告の写しを首席監察官等に送付し、又は電報の受報者に首席監察官等を加えることにより発生報告に代えることができる。	別表1「事故等の区分及び種類」(抜粋) 国家公務員法第82条第1項各号に該当する場合(船舶事故、航空機事故、一般事故、交通事故及び交通法規違反を除く。) 道路交通法違反(道路交通法(昭和35年法律第105号)第125条第1項に定める犯則行為及び前2項に該当する場合を除く。)を行った場合 別表3「事故等報告対象外事故例」(抜粋) ○ 一般事故 ・ 職員に過失がないと判断している場合(死亡事故、重傷事故を除く。) ・ 職員にほとんど過失がなく、物損及び軽傷(全治1月未満)であると判断している場合(警察において職員を被害者的な扱いとしている場合。) ・ 職員に過失があっても、物損事故として取り扱われることが判明している場合(物損の程度が著しいもの、器物損壊事件等になるおそれがある事故を除く。)
防衛省	・「服務事故に関する報告等について(通達)」(12.6.29防人1第4009号) ・「緊急事態等が発生した際の速報について(通達)」(20.3.7防官文第2623号)	【緊急事態等が発生した際の速報について】 緊急事態等への速報を迅速かつ確実にを行うため	【服務事故に関する報告等について】 ×	【服務事故に関する報告等について】 ○	【服務事故に関する報告等について】 ×	【服務事故に関する報告等について】 ×	【服務事故に関する報告等について】 明示なし	【服務事故に関する報告等について】(抜粋) 6 取崩、業務上横領及び調達経理事務に関する違反 7 過失又は業務上過失に基づく傷害致死及び私有車両事故 11 私行上の非行(過度の飲酒、借財、いじめ、セクシャル・ハラスメント、羞恥心、不倫関係等の行為が隊員として品位を失墜したもの等をいう。) 【緊急事態等が発生した際の速報について】(抜粋) ・ 緊急事態等の例 4 その他の事態 (3) 自衛隊員による服務事故であつて社会的影響が大きいもの(殺人、強盗等) (6) 自衛隊員による電算機を通じた情報流出で社会的影響が大きいもの (7) 自衛隊員による重大な秘密保全事故

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 本表における規程は、本府省等の服務人事担当部署が主体的に作成した部局横断的に適用される規程であつて、地方支分部局のみを対象としたものを含む。
3 「職員からの報告内容、報告先の明示の有・無」欄は、職員はどのような非遵行為を認知した場合に、誰に報告することになっているかの明示の有無を示す。
4 「組織内部での伝達ルートの明示の有・無」欄は、報告を受けた者は誰に伝達することになっているかの明示の有無を示す。
5 「警察庁」欄の△印は、速報を行う者と受ける者が具体的に例示されていないことを示す。

表3-(1)-⑪ 特定の部局や非違行為に係る速報・連絡手順の例

○ 「事故等の発生時における連絡体制について（通知）」（平成18年11月1日付け管内
地方気象台長、直轄官署長、台内各課長あて福岡管区気象台総務部長通知）＜抜粋＞

事故・事件などの報告について

事故・事件などは、その内容によって個人的なものから組織的なものまで様々であり、
また、責任の度合いについても違ってきます。

また、被害者がいる場合には、謝罪や補償問題が発生し、また、加害者の処分、管理責
任など様々なことを想定し対応しなければなりません。

報告が遅延することは、これらの対応が遅れ、被害者との円満な解決が難しくなるとと
もに、社会的な影響も大きくなる可能性があります。

更には、気象庁が批判の対象となり、気象庁に対する信頼を失い、気象業務を推進する
うえで大きな障害となることも考えられます。

については、事故・事件などの報告については、下記の点を留意のうえ迅速な対応をお願
いします。

記

1 職員が当事者（加害者・被害者）になった場合には、まずは本人が所属長に連絡し、
それが無理な場合には家族や知人を通じて連絡する。所属長に連絡できなかった場合
には、上司などの職員に連絡する。

2 連絡を受けた職員は、速やかに所属長及び上部機関の総務課長に対して、事実を正
確に伝える。

この場合、思い込みや想像を付け加えると、情報が正しく伝達されない可能性があ
り、事態を大きく左右させることにもなりかねないので注意する。

また、上部機関に報告が届くまでの間、多くの職員を介在させることは、時間を要
するばかりではなく、当初の報告内容とは違って伝達される可能性もあるので、必要
最小限の職員で対応すること。

3 第一報を受けた上部機関は、今後ありうる様々な対応を想定し、その時点で出来る
最善の措置を指示する必要がある。従って、上部機関への報告については、事実確認
を行ってから報告するのではなく、先ずはその時点での最新の情報を速やかに上部機
関に伝達し判断を仰ぐこと。

特に、不祥事については、当事者は勿論のこと、連絡を受けた職員及び所属長は迅
速な対応をお願いする。

(以下略)

- 「職員の非違行為にかかる処理について（通知）」（平成 7 年 3 月 1 日建中人第 98 号 中国地方整備局人事課長から各所属長あて）＜抜粋＞

標記について、国家公務員法第 83 条各号に定める職員の非違行為にかかる事務の処理について、下記によることとしたので通知する。（略）

記

I. 報告

1. 非行又は非違行為にかかる一般的内容（略）
2. 添付資料（略）

II. 速報

非行又は非違行為にかかる事実があった場合には、別紙様式 1、2、3 に定める事項について、すみやかに、電話等により速報するものとする。

III. 報告の省略（略）

様式 1 非行又は非違行為にかかる速報

（注）様式の記載事項としては、当事者の氏名等属性、発生年月日、発生場所、非違行為の事実関係、非違行為の動機、当該職員の勤務態度、環境等、当該事実を知り得た端緒、報道関係、備考となっている。

様式 2 非行又は非違行為にかかる速報

＜不当利得の場合（給与の不正受給等）＞（略）

様式 3 非行又は非違行為にかかる速報

＜不法行為の場合（交通事故、違反等）＞（略）

- 「民事行政事務に関する危機管理について（通知）」（平成 16 年 3 月 16 日付け総第 630 号広島法務局民事行政部長通知）＜抜粋＞

第 1 危機管理の対象

事務の各処理過程において発生した次に掲げる事案を各所管事務共通の危機として、統一的な対処をするものとする。

- 1 重大な過誤処理等の発生

2～4（略）

第2 共通危機対策について

1 重大な過誤処理等の発生

次に掲げる重大な過誤処理等が発生した場合には、別紙1の処理要領により対処するものとする。

(1) 登記簿、登記申請書類等の法定書類の紛失・滅失事故

(2) ～ (5)（略）

(6) 業務遂行中における交通違反又は交通事故

(7) その他法務局の信用を損なうおそれのある事件

2～5（略）

別紙1

重大な過誤処理等が発生した場合の処理要領（対応マニュアル）

第1 重大な過誤処理等の速報

1 重大な過誤処理等の事案（以下「過誤処理事案」という。）を認知発見した職員（担当者）は、直ちに責任者（統括登記官等）及び所属の長に口頭報告する。

2 上記1の報告を受けた過誤処理事案発生庁の長は、直ちに民事行政部総務課長に対し、当該事案の概要及び自庁での対応等を電話報告する。

3 上記2の報告を受けた民事行政部総務課長は、その内容を直ちに民事行政部長に報告するとともに、その指示を受けて、速やかに局長、総務管理官及び所管課長に報告する。

4 民事行政部総務課長は、民事行政部長から本省民事局所管課への報告を指示された場合には、速やかに電話報告する。

（以下略）

（注）1 下線は当省が付した。

2 福岡管区气象台の例については、別途、福岡管内連絡系統図により、①管区气象台、②地方气象台、課制測候所、③非課制測候所、空港出張所、④管区総務課長から先の連絡別に伝達経路を明示している。

表3-(1)-⑫ 各府省における矯正措置に係る規程類の整備状況

府省名	規程の名称	種類	矯正措置に係る規程の内容				
			定義、実施基準等	措置権者	実施手続・方法	報告	
内閣府	「内閣府本府職員の訓告等に関する規程」(平成13年7月5日内閣府訓令第66号)	①訓告 ②厳重注意	(訓告等) 第2条 訓告等は、職員の非違行為が懲戒処分を行うまでに至らない場合に、当該職員に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するために、当該職員に対する指導監督上の措置として行うものとする。 2 非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らなくても、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。 3 非違行為が、前項に規定する訓告を行うまでに至らないと認められる場合には、厳重注意を行うものとする。	内閣官房長官、事務次官、所属組織の長	訓告等は、事由を明記した文書を交付して行う(特段の事情がある場合には、口頭により厳重注意を行うことができる)	措置権者(内閣官房長官を除く。)は訓告等を行った場合、速やかにその内容を内閣官房長官に報告する	
宮内庁			訓告等については人事院の指針や前例に基づいて実施				
公正取引委員会	「公正取引委員会職員訓戒規程」(昭和52年11月25日委員長通達)	①訓告 ②厳重注意	(訓戒) 第2条 訓戒は、非行を犯した職員またはその監督者に対してその責任を自覚せしめ、その職務遂行の厳正を期せしめることを目的として行うものとする。 2 前項の非行とは、国家公務員法に違反する行為、職務上の義務に違反し、若しくは義務を怠った行為又は国民全体の奉仕者としてふさわしくない行為であって、同法第82条の規定に基づく懲戒処分を行う程度に至らないと認められるものをいう。 (訓告及び厳重注意) 第3条 訓戒は、訓告及び厳重注意とし、厳重注意は、前条第1項の非行又は監督責任の程度が比較的軽微な場合に行うものとする。	任命権者	訓戒(訓告及び厳重注意)は文書を交付して行う	明記なし	
国家公安委員会(警察庁)	「警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令」(昭29.9.3警庁訓14) 「地方警務官の懲戒の取扱に関する規程」(昭29.10.14国公安規程ニ)	訓戒	(訓戒処分) 第17条 任命権者は、被申立者の規律違反が軽微なものであって、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、口頭によりまたは様式第9号の文書を交付して訓戒処分を行うことができる。			明記なし	
金融庁			上級監督者から部下職員に対する指導、監督上の実際の措置として実施				
総務省	「総務省職員の訓告等に関する規程」(平成13年4月2日総務省訓令第140号)	①訓告 ②厳重注意 ③注意	(訓告等) 第2条 訓告等は、職員の非違行為に対して、当該非違行為が、懲戒処分(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条に規定する懲戒処分をいう。次項において同じ。)を行うまでに至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、服務を厳正に保持するため、当該職員に対する指導監督上の措置として行うものとする。 2 職員の非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。 3 職員の非違行為が、前項に規定する訓告までに至らないものと認められる場合には、その軽重の程度を審査し、厳重注意又は注意を行うものとする。	総務大臣、大臣官房の課長及び課に準ずる室の室長、内部部局の局長、施設等機関の長、管区行政評価局長、総合通信局長等	措置権者は、訓告又は厳重注意を行う場合には、その事由を明記した文書を交付して行い、注意は口頭により行う	明記なし	
	公害等調整委員会	「公害等調整委員会職員の訓告等に関する規程」(平成18年12月14日公害等調整委員会訓令第3号)	①訓告 ②厳重注意 ③注意	本省の規定に同じ	公害等調整委員会委員長 公害等調整委員会事務局長	措置権者は、訓告又は厳重注意を行う場合には、その事由を明記した文書を交付して行い、注意は口頭により行う	明記なし
	消防庁	「消防庁職員の訓告等に関する規程」(平成14年2月1日消防庁訓令第1号)	①訓告 ②厳重注意 ③注意	本省の規定に同じ	消防庁長官	措置権者は、訓告又は厳重注意を行う場合には、その事由を明記した文書を交付して行い、注意は口頭により行う	明記なし

府省名	規程の名称	矯正措置に係る規程の内容				
		種類	定義、実施基準等	措置権者	実施手続・方法	報告
法務省	「法務省職員の訓告等に関する訓令」(平成16年4月9日法務省人服訓第814号) 「法務省職員の訓告等に関する訓令の運用について(依命通達)」(平成16年4月9日付け法務省人服第815号人事課長通達)	①訓告 ②嚴重注意 ③注意	(訓告等) 第1条 法務省の一般職の職員が国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する場合において、服務の厳正を保持し、又は当該職員の職務の履行に関して改善向上を図るため必要があると認められるときは、当該職員の監督上の措置として、訓告、嚴重注意又は注意を行うことができる。 2 訓告は、職員の責任が重いと認められる場合に、当該職員の責任を自覚させ、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員を指導する措置として行うものとする。 3 嚴重注意および注意は、職員の責任が訓告を行うまでには至らないと認められる場合に、当該職員の責任を確認し、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員に注意を促す措置として行うものとする。	法務大臣、訟務総括審議官、司法法制部長、大臣官房の課長、厚生管理官、内部部局の局長、検事総長、検事長、検事正、法務局長、地方法務局長、矯正管区長、刑務所長、少年刑務所長、拘留所長、少年院長、少年鑑別所長、婦人補導院長、地方更生保護委員会委員長、保護観察所長、入国者収容所長、地方入国管理局長、法務総合研究所長、法務総合研究所支所長	訓告等は、文書の交付または口頭により行う	明記なし
	公安審査委員会	上級監督者から部下職員に対する指導、監督上の実際の措置として実施				
	「公安調査庁職員の訓告等に関する訓令」(平成18年5月9日公安調査庁訓第9号)	①訓告 ②嚴重注意 ③注意	(訓告等) 第1条 公安調査庁の職員が国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する場合において、服務の厳正を保持し、又は当該職員の職務の履行に関して改善向上を図るため必要があると認められるときは、当該職員の監督上の措置として、訓告、嚴重注意又は注意を行うことができる。 2 訓告は、職員の責任が重いと認められる場合に、当該職員の責任を自覚させ、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員を指導する措置として行うものとする。 3 嚴重注意および注意は、職員の責任が訓告を行うまでには至らないと認められる場合に、当該職員の責任を確認し、将来における服務の厳正又は職務遂行の適正を確保するため当該職員に注意を促す措置として行うものとする。	長官、総務部長、調査第一部長、調査第二部長、研修所長、公安調査局長	訓告等は文書の交付または口頭により行う	公安調査局及び管内公安調査事務所の職員についての措置案は、「懲戒事案等の取扱いについて」(昭和60年3月25日公調職発第224号次長依命通達)により長官の承認を受ける
外務省	「外務省職員の訓告に関する規則」(平成17年3月29日訓令第7号)	①嚴重訓戒 ②訓戒 ③嚴重注意 ④注意	第二条 訓告は、職員の行為が次の各号のいずれかに該当する場合であって、国家公務員法第八十二条に規定する懲戒処分を行うまでに至らない場合に、当該職員にその責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するために、当該職員に対する指導監督上の措置として行うことができる。 一 規律維持を怠った場合 二 責任をもって職務の遂行にあたらなかった場合 三 職務の遂行に当たり上司の指揮監督に従わなかった場合 四 部下の監督を怠った場合 五 外務省の職務に関する規則又は命令に違反する行為があった場合 六 職務の内外を問わず職員としての信用を害し、又はその品位を失う行為があった場合 第三条 訓告は、当該職員の具体的行為の態様及び情状に応じ、嚴重訓戒、訓戒、嚴重注意又は注意の四段階で行うものとする。	(抜粋) 第三条 訓告は、外務大臣、事務次官、官房長又は人事課長が、当該職員に対し、文書又は口頭でこれを行なう。		明記なし
財務省	上級監督者から部下職員に対する指導、監督上の実際の措置として実施					
	「国税庁職員訓告規程」(昭和28年10月6日国税庁訓令特第27号)	訓告	(訓告の目的) 第2条 訓告は、非違の行為を犯した職員または当該非違の行為を犯した職員の監督者に対して懲戒処分を行う範囲に該当しない者に対して行うものとする。 2 前項にいう非違の行為とは、次に掲げるものをいう。 一 国家公務員法または人事院規則に違反した行為 二 職務上の義務に違反し、職務を怠った行為 三 国民全体の奉仕者としてふさわしくない非行	任命権者(委任を受けた者を含む。)	訓告は、別に定める文書を交付することにより行う。	明記なし
文部科学省	「文部科学省本省職員の訓告等に関する規程」(平成13年文部科学省訓令第6号)	①訓告 ②嚴重注意	(訓告の目的) 第2条 訓告等は、非違の行為を犯した職員又はその監督者で懲戒に該当するに至らないものに対して、注意を喚起し、その服務を厳正ならしめることを目的とする。 2 訓告は、非違の行為又は監督の責任の程度が重いと認められる場合に行い、嚴重注意は、訓告に該当するに至らないと認められる場合に行う。	任命権者又はその指定する上級の職員	訓告等は文書を交付することによって行う(ただし、嚴重注意は口頭で行うことができる)	明記なし
	「職員の訓告等に関する規程」(昭和43年6月25日文化庁訓令第3号)	①訓告 ②嚴重注意	第2条 訓告等は、非違の行為を犯した職員またはその監督者で懲戒に該当するに至らないものに対して、注意を喚起し、その服務を原形ならしめることを目的とする。 2 訓告は、非違の行為又は監督の責任の程度が重いと認められる場合に行い、嚴重注意は、訓告に該当するに至らないと認められる場合に行う。	任命権者またはその指定する上級の職員	訓告等は、文書を交付することによって行う(ただし、嚴重注意は口頭で行うことができる)	明記なし

府省名	規程の名称	矯正措置に係る規程の内容				
		種類	定義、実施基準等	措置権者	実施手続・方法	報告
厚生労働省	「厚生労働省職員の訓告等に関する規程」(平成19年3月30日厚生労働省訓第13号)	①訓告 ②厳重注意	(抜粋) 第二条 職員の非違行為の程度が、懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。 2 職員の非違行為の程度が、前項に規定する訓告を行うまでには至らないと認められる場合には、厳重注意を行うものとする。	厚生労働大臣、官房長、各局長、政策統括官、統計情報部長、大臣官房の各課長、施設等機関の長、地方支分部局長、外局長 等	訓告は、事由を明記した文書を交付 厳重注意は、事由を明記した文書を交付(ただし、程度が比較的軽いと認められる場合には口頭で行う)	明記なし
社会保険庁			本省の規定と同じ			
中央労働委員会			本省の規定と同じ			
農林水産省	「懲戒事項等の取扱いについて」(昭和47年5月18日付け農林事務次官通達)	①訓告 ②厳重注意 ③口頭注意	規定なし	任命権者	「懲戒事項等取扱要領の運用について」により詳細に規定	第6 任命権者は、懲戒処分、矯正措置または分限処分を行ったときは、その旨をすみやかに秘書課長に報告するものとする。 ※発生時、協議時、審査委員会諮問時の各段階で秘書課報告
林野庁	「懲戒事項等の取扱いについて」(平成17年2月1日) 「職員の意に反する降任及び免職、懲戒処分等の取扱いについて」(昭和43年6月7日付け43林野人第466号林野庁長官通達)	①訓告 ②厳重注意 ③口頭厳重注意	規定なし	本省規定に準じて事務を処理するとされている。	本省規定に準じて事務を処理とされている。	明記なし
水産庁			本省の規程に準じて実施			
経済産業省			懲戒処分に準じた取扱いとしており、過去の前例等を勘案し実施			
資源エネルギー庁			懲戒処分に準じた取扱いとしており、過去の前例等を勘案し実施			
特許庁			懲戒処分に準じた取扱いとしており、過去の前例等を勘案し実施			
中小企業庁			懲戒処分に準じた取扱いとしており、過去の前例等を勘案し実施			
国土交通省	「国土交通省職員の訓告等に関する訓令」(平成14年5月30日国土交通省訓令第35号)	①訓告 ②厳重注意	国土交通省の職員が国家公務員法第82条第1項各号のいずれかに該当する場合において、同条の懲戒処分を行うまでに至らないと認めるときは、指導監督上の措置として行うことができる。 (訓告等) 第2条 職員の非違行為が、懲戒処分を行うまでに至らないが、比較的重いと認められる場合には、訓告を行うものとする。 2 職員の非違行為が、前項に規定する訓告を行うまでに至らないが、指導監督上の措置を要すると認められる場合には、厳重注意を行うものとする。	大臣、官房長、各局又は各部長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局長 等	訓告は、事由を明記した文書を交付 厳重注意は、事由を明記した文書を交付(ただし、程度が比較的軽いと認められるものについては口頭で行う)	明記なし
船員労働委員会			本省の規程と同じ			
気象庁	「訓諭措置について」(昭和62年1月14日制定)	①訓告 ②書面による厳重注意 ③口頭による厳重注意	(1)訓告 違反行為の程度 懲戒処分を要しないと認められる事件 (2)書面による厳重注意 違反行為の程度 訓告の措置を要しないと酌量される事件 (3)口頭による厳重注意 違反行為の程度 訓告、書面厳重注意の措置を要しないと酌量される事件	(1)訓告 任命権者 (2)書面による厳重注意 訓告と同じ (3)口頭による厳重注意 原則として、書面厳重注意と同じ。	各任命権者は事故報告に併せ、本庁と協議するものとし、本庁は必要に応じ適宜指導を行う。	
海上保安庁	「海上保安庁職員の懲戒手続き等に関する訓令」(昭和48年12月3日海上保安庁訓令第38号)	①訓告 ②厳重注意	(定義) 第2条 (4) 説諭処分 規律違反行為を行った職員について、懲戒処分を行うことを要しないと認められる場合に、指導監督上の措置として行う処分	監督者(本庁各部長、首席監察官、海上保安大学校長、海上保安学校長、管区海上保安本部長)	訓告及び厳重注意は、事由を明記した文書の交付により行う(ただし、厳重注意のうち程度が比較的軽いと認められるものについては口頭で行う)	懲戒審査委員会に規律違反行為に係る調書を作成し、提出。措置結果については明示なし。

海難審判庁	「海難審判庁職員の懲戒手続等に関する訓令」(平成9年3月31日訓令第1号)	①訓告 ②注意	(定義) 第2条 (2)「説諭処分」とは、職員に懲戒処分を行うことを要しないと認められる場合に、注意を喚起するために行う処分をいう。 (説諭処分) 第7条 3 説諭処分として行う処分は、訓告又は注意(略)	所属長(海難審判庁職員の勤務時間、休暇等に関する訓令第2条第1項第1号に規定する者)	訓告にあつては、文書の交付により、注意にあつては文書または口頭によりそれぞれ理由を明示して行う。	所属長が長官に報告
矯正措置に係る規程の内容						
府省名	規程の名称	種類	定義、実施基準等	措置権者	実施手続・方法	報告
環境省	「環境省職員の訓告等に関する規程」(平成16年6月16日環境大臣決定)	①訓告 ②嚴重注意	(訓告等) 第2条 訓告等は、職員の非違行為が懲戒処分を行うまでに至らないとされた場合に、当該職員に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するため、当該職員に対する指導監督上の措置として行うものとする。 2 非違行為が、前項に規定する訓告を行うまでに至らなくても、必要と認められる場合には、嚴重注意を行うものとする。	・訓告一任命権者 ・嚴重注意一措置権者(環境大臣、事務次官、官房長、局部長、官房各課長、環境調査研修所長、国立水俣病総合研究センター所長、地方環境事務所長)	訓告等は、事由を明記した文書を交付して行う(特段の事情がある場合には、口頭により嚴重注意を行うことができる)	・任命権の委任を受けた職員が訓告を行った場合、官房秘書課長に報告 ・措置権者は嚴重注意を行った場合、官房秘書課長に報告
防衛省	「訓戒等に関する訓令」(昭和31年6月12日防衛庁訓令第33号)	①訓戒 ②注意	(訓戒等) 第2条 隊員の規律違反があつた場合に、当該違反が軽微であつて自衛隊法第46条に規定する懲戒処分を行うまでに至らないと認めるとき及び一般職に属する職員の規律違反があつた場合に、当該違反が軽微であつて国家公務員法第82条に規定する懲戒処分を行うまでに至らないと認めるときは、当該隊員の懲戒権者及びその指示又は承認を受けた者(以下「懲戒権者等」という。)は、当該隊員に対して、訓戒を行うことができる。 2 前項の場合において、訓戒を行うまでに至らないがこれを不問に付することも適当でないとき、懲戒権者等は、当該隊員に対して、注意を行うことができる。	(訓戒等の手続) 第3条 懲戒権者等は、前条の規定により訓戒等を行う場合には、当該隊員に訓戒の場合にあつては訓戒書(別記様式第1号)を、注意の場合にあつては注意書(別記様式第2号)を交付して訓戒等の申渡しを行うものとする。 2 前項の規定による訓戒等の申渡しは、懲戒権者等みずから当該隊員に当該訓戒等の内容を申し渡して行わなければならない。ただし、やむをえない事情がある場合には、職務執行上当該懲戒権者等の次位にある職員に命じて訓戒等の申渡しを行わせ、又は訓戒の場合にあつては訓戒書を、注意の場合にあつては注意書を当該職員に送付して訓戒等の申渡しに代えることができる。	懲戒権者等は、3佐以上若しくは4級以上の職員に対し訓戒を行ったとき又は1佐以上若しくは7級以上の職員に注意を行ったときは上級の懲戒権者に順序を経て報告	

(注) 当省の調査結果による。

表3-(1)-⑬ 矯正措置に係る量定の基準を定めている例

府省等名	実施方針、量定基準の概要
法務省矯正局	<p>矯正管区や矯正施設において道路交通法令違反者に対する処分等が区々となっているとして、「道路交通法令違反者に対する職責等について」(平成18年5月26日付け法務省矯総第3451号)により、速度超過の程度別に標準例を作成し、①20 km/h未滿の速度超過を注意、②20 km/h以上30 km/h未滿の速度超過を嚴重注意、③30 km/h以上40 km/h未滿の速度超過を訓告とするほか、違反点数が1点の事案は注意又は不問(要指導)、同2～3点の事案は嚴重注意又は注意などと規定している。</p>
農林水産省	<p>「交通事故に対する処分方針」(昭和44年農林水産省懲戒事項等審査委員会決定)別表において、交通事故及び交通違反に対する行政処分の点数制度における点数に準じた目安を示している。</p>
防衛省	<p>(内局を除く各機関別に適用する基準—防衛医科大学校の例) 「懲戒処分等の基準に関する達」(平成6年3月29日付け防衛医科大学校達第1号)において、①秘密保全義務違反で軽微な場合、②身分証明書等の亡失、③過失に基づく自衛隊物件以外の物件損壊で軽微な場合、④私有車両運転に伴う悪質な交通法規違反として、最高速度超過15 km/h以上30 km/h未滿(高速自動車国道等では20 km/h以上40 km/h未滿の速度違反の場合等)には、訓戒又は注意としている。</p> <p>そのほか、省全体に適用する基準として、①「情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について(通達)」(18.5.29防人1第5029号事務次官通達)、②「海外渡航承認申請義務に関する懲戒処分等の基準について(通達)」(18.12.28防人計第11763号事務次官通達)を作成し、例えば、1回無断渡航した場合には戒告、訓戒又は注意としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。